【 資料 ２ 】　　退職手当の計算方法

１　まず、基本額を算出する

① 勤続年数を算出

勤続期間 ＝ 在職期間 － 除算期間	年	a

・採用された月から退職月までの月数（月の中途での採用・退職も１月に換算）で計算し、その上で、１年未満の端数は切り捨てる。
・在職期間、除算期間については【資料３】「１　勤続年数」参照

② 退職日の給料月額を確認　　円　b

・給料月額には、給料の調整額、教職調整額、給料加算額を含む。
・給与構造の改革に伴い、経過措置として支給される差額は含まない。
・定年前早期退職者（応募認定退職）の特例措置に該当する場合は、【資料３】「３定年前早期退職者の特例措置」を参考に、割増率を乗じた額となる。

③ 退職事由及び勤続年数による適用条項を確認　　条　c

・【資料３】「２　退職事由ごとの適用条項」参照

④ 適用条項、勤続年数による支給率を確認　　d

・【資料４】参照

⑤ 基本額を算定

退職時給料月額(b)		支給率(d)		基本額	
円	×		＝	円	A

２　次に、調整額を算出する　（従前額の計算には含まれない）

平成８年４月１日以降の調整額の月額の高い方から順に６０月分を計算する。
調整額の月額については、【資料３】「４　調整額算定上の区分の適用範囲」及び【資料５】を参照。

円	×	月分	＝	円	ア
円	×	月分	＝	円	イ
円	×	月分	＝	円	ウ

※三つ以上の区分に該当する場合は、適宜、行を追加のこと。

調整額　（ア～ウの合計）　円　B

３　基本額と調整額を合計し、「退職手当額」を算出する

基本額		調整額		退職手当額
円	＋	円	＝	円
A		B		（注）

※　実際の支給額は、退職手当額から所得税・住民税等を控除した金額となる。